

大津市外郭団体に係る財務事務の執行について

1 全般意見

大津市所管課と外郭団体との関係の希薄さについて（全般意見2）（本報告書 23 頁）

1. 事案の概要

今回の監査で明らかとなったのは、市所管課と外郭団体との関係の希薄さである。これは複数の要因が考えられるとしても、市がこれまでの「行政改革プラン」における外郭団体の経営健全化や自立化の取組みを進めた結果、市所管課と外郭団体との間で距離ができたことは否めない。特に、以前は市職員が外郭団体の常勤職員として派遣されていたが、市の方針として派遣職員の引き上げ方針が明確になったことから、人的支援としての市職員の派遣を順次引き上げたことにより、人的な関係性が希薄になっているものと考えられる。

2. 監査の結果及び意見

このような市所管課と外郭団体の関係性の希薄さ（本報告書 23 頁及び 24 頁参照）は、市が外郭団体を必ずしも施策目的を達成するためのパートナーとして位置付けていないことに起因しているものと考えられ、日常のコミュニケーション不足も相まって相互の信頼関係を損なうリスクが高くなり、決して好ましいことではない。

市は、外郭団体の設立の本旨と施策目的の達成を改めて勘案し、外郭団体にさらなる経営健全化や自立化を促しつつ、外郭団体との関係性が適切かどうかを検証した上で、必要に応じてその改善に向けた対応を検討する必要がある。

講じた措置の内容

【措置・改善済】＜令和4年度＞

社会福祉事業団は、経営健全化に向けて令和3年12月に経営改革会議を発足し、事業の廃止や転換を含めた見直しを進めている中、令和4年度からは市もオブザーバーとして会議に参加しています。

(事業所・施設整備室（現・長寿施設課）)

【措置・改善済】

公園緑地協会が施策目的を達成するためのパートナーであることを再認識し、同協会とのコミュニケーションを密にするため、指定管理業務に関する連絡調整を管理第1係が、その他の公園緑地協会の業務との連絡調整を管理第2係がそれぞれ行うこととして組織体制を見直しています。

今後も公園緑地協会と市がともに積極的に協力連携して、公園に関する市民ニーズに適切な対応を図っていきます。

(公園緑地課)

【検討中】

今後も外郭団体と密にコミュニケーションを図りながら、団体の設立当初から今日までの社会情勢等の変化を踏まえつつ、必要に応じてまちづくりにおける関係性等の検討

を進めてまいります。

(都市魅力創造課)

外郭団体の定義と範囲の見直しについて（全般意見 4）①市が資本金の 4 分の 1（25％）以上を出資している団体について（本報告書 25 頁）

1. 事案の概要

市の外郭団体の定義のうち、市が資本金の 4 分の 1（25％）以上を出資している団体は、客観的な出資比率で判断できるため、本来であれば、この条件を満たす団体は外郭団体とすべきである。だが、以下の団体は外郭団体の対象とされていない。その理由を確認したところ、明確な回答はなく、市がなぜ、外郭団体の対象としていないかは不明である。

団体名	市出資金(千円)	出資割合
(地独) 市立大津市民病院	1,000	100%
びわ湖ブルーエナジー（株）	25,000	25.0%
(株) 大津ガスサービスセンター	20,000	45.7%

このうち、(地独) 市立大津市民病院は市の 100％出資であるが、地方独立行政法人法による評価委員会が設置され、業績や経営に対して評価委員の評価を受けている。また、びわ湖ブルーエナジー（株）は大津市ガス特定運営事業等モニタリング実施計画書によりモニタリングが実施されており、このモニタリング結果は、外部の学識経験者等 3 名で構成する大津市ガス特定運営事業等検証委員会で検証されている。

これに対して、(株) 大津ガスサービスセンターは、会社法に基づく株主総会や取締役会の制度はあっても、特段の法令等によるモニタリングなどの仕組みはない。

2. 監査の結果及び意見

(株) 大津ガスサービスセンターは、現在の市の出資比率は 45.7％であり外形的には市が経営支配する状況にあるが、設立当初から民間企業として独立した経営活動を展開しており、市は財政的支援を実施していないことから、市として主導的な指導等を行っていないとのことである。

そうであれば、市が同社に対する出資割合を 4 分の 1（25％）以上とする合理的理由は乏しいと判断される。市企業局も現在の出資比率を維持しておく必然性はなく、現在の出資比率を維持するかどうかについては今後の協議事項となっていることから、株式売却を視野に入れて形式的要件である 4 分の 1（25％）以上となっている同社への出資割合を見直すべきである。

同様のことが、浜大津都市開発についても言える。市と浜大津都市開発が浜大津地域の活性化について、本来であれば、施策目的を達成するためのパートナーとして位置付けて対応すべきであり、まちづくり大津とも連携して関係性を強化するべきである。しかし、こうした方針が今後も検討されないのであれば、市が浜大津都市開発の出資割合を 4 分の 1（25％）以上とする合理的理由は乏しいと判断され、株式売却を視野に入れ

て形式的要件である 4 分の 1（25％）以上の出資割合を見直すべきである。

講じた措置の内容

【その他（現状維持）】＜令和 4 年度＞

市街地再開発事業により整備された明日都浜大津は市民の福祉と交流の場の提供を目的とした公共機能を備えた地域の有益な施設として活用されており、明日都浜大津を今後とも適切に管理運営していく上で、他の出資者とのこれまでの相互理解と信頼関係を維持しながら浜大津都市開発の運営に関与を続けることが必要であると考えことから、現時点で同社の株式を売却する予定はありませんが、時機を見て同社との関係性等の検討を慎重に進めるとともに、コミュニケーションを密にし、必要に応じて対応していきます。なお、同社への出資を維持することについては、本市行政改革推進委員会においてその必要性を説明し、了承いただいています。

（都市魅力づくり推進課（現・都市魅力創造課））

【取組中】

㈱大津ガスサービスセンターに対する出資比率が 25％未満となるよう、本市が保有する株式の一部を売却する方針を決定し、譲渡先として考えている相手方との協議を継続して行っておりますが、現時点で合意には至っていません。

今後も引き続き売却に向けて協議を進めてまいります。

（企業総務課）

外郭団体共通の課題について（全般意見 6）②外郭団体における再委託の手続きについて（本報告書 33 頁）

1. 事案の概要

外郭団体共通の課題の二つめとして挙げられるのは、外郭団体の出納その他の事務の執行に関する事項の視点である。市が外郭団体に委託する事業において、外郭団体が再委託する場合がある。原則として、再委託はできないことになっているが、合理的理由があれば市の承認を得て再委託することができることとなっている。しかしながら、市では再委託の承認手続きはあっても、承認依頼書に再委託の理由を明記することを求めている。

2. 監査の結果及び意見

たとえば、びわ湖大津観光協会では、再委託理由について事前口頭説明により判断されるにとどまり、承諾依頼書に明記されていないため、後日において当該再委託が適切であったかどうかの確認が困難な状況にあることを指摘している。その背景として、市に再委託に関する手続きの規定、ガイドライン等が整備されておらず、再委託手続きが各所管課の判断で実施されている実態がある。

このように（本報告書 33 頁参照）、市は例外的に再委託を認める場合の要件や手続きを明確にするとともに外郭団体の実情にも考慮して、再委託の事務手続きの取扱いを適切に行う必要がある。

講じた措置の内容

【措置・改善済】＜令和 4 年度＞

現在、総務部総務課所管のライブラリにおいて委託契約書の雛形を掲載し、合わせて当該契約書に係る留意事項を明示しているところ、今般、その一項目として、シルバー人材センターと契約する場合において、その業務を当該シルバー人材センターの会員が担うものであるときは、再委託の禁止に係る規定部分を削除することを明記しました。

(総務課)

【措置・改善済】

再委託を例外的に認める場合の要件や手続を明確にするため、再委託の承諾依頼書に再委託が必要となる理由の記載を求めること等を明記した「業務委託契約に関する再委託ガイドライン」を令和5年度に策定し、各所属へ周知するとともに、市のホームページや総務部契約検査課所管のライブラリに掲載して、再委託に係る手続の適正化を図りました。

(契約検査課)

外郭団体共通の課題について（全般意見6）③外郭団体のより一層の自立化に向けた計画の策定と進捗管理について（本報告書 33 頁）

1. 事案の概要

今回の監査で、市が外郭団体に自らの経営健全化や自立化を促す取組みに一定の成果があったとして、行政改革プランにおける外郭団体の管理の対象から除外したことについて検証した。その結果は、外郭団体の経営健全化や自立化は道半ばという実態が見えてきた。

たとえば、公園緑地協会では市の100%出資団体でありながら、公園緑地協会の総収益の大半を占める市からの指定管理業務の受託が公募であるため、公園緑地協会に指定管理者としての受託が保証されているわけではないことから、自らの事業継続と自立化に向けてより一層の経営努力が求められることを指摘している。また、びわ湖大津観光協会や国際親善協会では自立化に向けた中長期計画の策定が今後の課題となっている状況にあることを指摘している。

2. 監査の結果及び意見

このように（本報告書 33 頁及び 34 頁参照）、市と外郭団体の関係を見ると、市の施策目的の達成に向けて双方が一体となって対応すべきところ、足元は必ずしも万全の態勢で進めているとは言い難いというのが実情である。

この点、各外郭団体が自らの経営改善に向けた努力を今後も継続的に行う必要があるのは言うまでもない。そのためには、外郭団体は中長期計画を策定してその進捗管理を行わなければならない。その際には、市も外郭団体を施策目的を達成するパートナーとして位置付け、外郭団体との役割分担の中で市が関与する方針の下、自らの責任の所在を明確にする必要がある。

講じた措置の内容

【措置・改善済】＜令和4年度＞

新たに制定した大津市外郭団体の在り方に関する基本方針において、外郭団体が市政推進のパートナーであることを明記した上で、外郭団体との適切な役割分担と緊密な連

携が確保されるよう、市は必要な措置を講じることを規定するとともに、外郭団体に対して期待される事項として中期経営計画の策定及び進捗管理の実施を規定しました。

(行政管理室)

【検討中】

シルバー人材センターの中長期経営事業計画は、令和6年度に次期計画が策定される予定となっています。

今後、次期計画に掲げる各事業については、市の関与するものに関して役割分担を明確にした上、進捗等を適切に確認していきます。

(長寿政策課)

【措置・改善済】＜令和4年度＞

社会福祉事業団においては、令和5年度から令和7年度までを対象期間とした経営改善計画を令和4年度に策定し、各事業の進捗や目標との比較等について、毎月、経営改革会議で確認しています。

(事業所・施設整備室（現・長寿施設課）)

【措置・改善済】

びわ湖大津観光協会については従前から大津市観光交流基本計画に合わせた中期ビジョンを策定し、その中期ビジョンに沿って事業を実施しています。

現在、令和4年度に策定された第3期中期ビジョンに基づいて事業が進められており、定期的に協議・意見交換を行いながら各事業の進捗状況について確認しています。

(観光振興課)

【措置・改善済】

令和5年度に国際親善推進事業及び多文化共生推進事業における中長期的な取組方針及び市と国際親善協会の役割分担に関して取りまとめを行いました。今後はその内容に基づき、市及び同協会において事業を遂行していきます。

(MICE推進室)

【取組中】

公園緑地協会の経営状況については、毎事業年度終了後に報告される事業報告書及び決算報告書により把握するとともに、市の職員が評議員として承認を行っています。また、公園緑地協会では、令和2年度に策定した経営計画プランに基づき、収入、経費の両面から経営改善策を行うなど経営基盤の強化に継続して取り組んでいます。今後も継続的な経営努力が必要であることから、経営計画プランの見直し等について、公園緑地協会と協議を行っています。市は、公園緑地協会を施策目的を達成するパートナーとの位置付けの下、管理者として必要な助言指導を行っています。

(公園緑地課)

2 個別意見

(1) (公財) 大津市公園緑地協会

結果(1-1) 呼次松児童公園の自動車乗り入れについて (本報告書 48 頁)

1. 事案の概要

呼次松児童公園を現場視察したところ、住居の門や玄関が公園敷地境界線に面している住宅が並んでおり、その住宅の住民の所有と推測される自動車が公園敷地上にまたがるように駐車されている状態が発見された。

大津市都市公園条例第5条第1項第8号によれば、都市公園では車馬の乗り入れが禁止されているが、現時点で指定管理者である公園緑地協会及び公園緑地課はこの状況を把握しておらず、違法な状態が放置されている。

2. 監査の結果及び意見

公園緑地協会と公園緑地課が連携して、この状況に至った経緯と違法状態が継続している事実について調査確認を行い、自動車の所有者に対し自動車を公園敷地外へ移動する旨指示し、当該違法状態を解消されたい。

講じた措置の内容

【検討中】

令和4年度に指摘の状況に至った経緯を調査するとともに、現地の状況確認を行っており、その調査・確認を踏まえ、違法状態の解消に向けて検討を進めています。

(公園緑地課)

結果(1—2) 堅田東児童公園に放置されている中古什器等について(本報告書 48 頁)

1. 事案の概要

堅田東児童公園を現場視察したところ、雨風にさらされる状態で、中古で錆びついたスチール机、板が欠けた物置台、古いベンチ、壊れたスチール製扉や座面が割れたベンチなどが放置されていた。

大津市都市公園条例第5条第1項第9号によれば、都市公園ではその利用及び管理に支障がある行為が禁止されているが、現時点において指定管理者である公園緑地協会及び公園緑地課はこの状況を把握しておらず、違法な状態が放置されている。

2. 監査の結果及び意見

公園緑地協会と公園緑地課が連携してこの状況に至った経緯と違法状態が継続している事実について調査確認を行い、現在放置されている中古什等の所有者に対し当該中古什等を公園敷地外へ移動する旨命令し、当該違法状態を解消されたい。

講じた措置の内容

【取組中】

違法状態の解消のため、放置されている中古什等の所有者に対し、当該放置物件を公園敷地外へ移動するよう命令を発しました。今後、命令に対する所有者の措置状況を踏まえ、条例に基づき適切に対応を講じていきます。

(公園緑地課)

意見(1—1)「おおつ公園レポ」の活用拡大について(本報告書 49 頁)

1. 事案の概要

公園緑地協会は、市民から広く公園の情報を集め、公園管理の質向上を図る目的で、「おおつ公園レポ」と称した公園情報投稿サイトを独自財源で作成し、平成26年10月

から実証実験を経て運用スタートしている。

しかし、その利用状況は低調であり、投稿件数は直近 5 年をみても平均 10 件に満たない状況である。

2. 監査の結果及び意見

現在は遊具の破損の報告や、施設の清掃や植栽の伐採の要請などに用いられているが、その稼働率向上を検討することに加え、今後はその活用目的を再定義し、「おおつ公園レポ」を用いて市民との双方向の交流機会を促進することが望まれる。

なお、令和 3 年度は「おおつ公園レポ」の活性化を課題と認識し、IT に詳しい職員を配置済みである。

講じた措置の内容

【検討中】

「おおつ公園レポ」については、公益財団法人大津市公園緑地協会が市民から広く公園の情報を集め、公園管理の質の向上を図る目的で運用を開始しました。

しかしながら「おおつ公園レポ」の利用には利用者登録が必要なこと、電話での要望等が多いことなどから利用状況は依然として低調であります。このため、改めて活用目的及び今後の方向性を確認してまいります。

(公園緑地課)

意見(1—3) 水道、ガスの料金請求事務の効率化について(本報告書 51 頁)

1. 事案の概要

公園緑地協会は管理対象の公園や施設の水道とガスの請求書を取りまとめて支払い業務を行うがその数は多数であり、水道、ガスの請求書数は毎月全部で 240 枚程度(水道 228 件、ガス 12 件、令和 3 年 11 月分)となっており、これらを各施設に紐付けて会計伝票を起票する必要がある、公園緑地協会の支払事務の負担は相当なものがある。

2. 監査の結果及び意見

公園緑地協会ではこの枚数の請求書の一つ一つ集計して支払業務を行っているため、市企業局が発行する水道、ガスの請求書がそれぞれで名寄せ集計された 1 枚の請求書とその明細の形で入手できるならば、公園緑地協会の支払事務の負担は相当軽減され、その軽減分を市民対応等に回すことが可能になる。

そこで、公園緑地協会は企業局に対して、対象となる請求金額の集計を企業局が行うよう要請されたい。

講じた措置の内容

【措置・改善済】

公園緑地協会から企業局に対象となる請求金額の集計を行うことを要請したところ、企業局から、システム上、名寄せ集計した 1 枚の請求書を発行することはできない旨の回答がありました。一方、企業局においては、水道、ガスの使用量や料金がオンラインで確認できるサービス「未るみる」を提供しており、同サービスにおいて令和 6 年 4 月

より複数施設登録機能及びデータの CSV 化機能が追加されるため、公園緑地協会が当該サービスを利用することにより、水道、ガスの料金支払に係る事務処理が一部軽減されると見込まれることから、今後、公園緑地協会において、当該サービスを活用することとし、事務処理の軽減を図っていくこととしました。

(公園緑地課)

意見(1—4) 100%市が出資する公益財団法人と市の関係について(本報告書 51 頁)

1. 事案の概要

公園緑地協会は市の都市公園を始めとする「緑」に関する事業を行うことにより、市民の緑や自然に対する意識高揚や緑や自然に溢れる環境づくりに寄与し、地域社会の健全な発展を目的として、市自らが設立を決定し、100%出資して平成5年4月設立された公益法人である。公園緑地協会は設立当初から市の公園管理業務を継続しており、令和3年度末現在で合計29年間の実績を有するに至っている。

公園緑地協会の収益構造の推移を見ると、市の公園管理業務の指定管理料が法人全体の収益の大半を占めており、それだけ市の支出に依存していることが見て取れる。指定管理者は公募されるため、公園緑地協会に指定管理者としての受託が保証されているわけではなく、今後も選定されるかどうかはその時の状況によるものと思われる。

一方、市が公園管理という市の公益事業を行わせるために公園緑地協会に100%出資した趣旨を勘案すると、公園緑地協会は市の公園施策を実現するために設立された重要なパートナーと考えられる。しかし、市はどちらかと言えば、これまで指定管理業務の発注及び管理者としての立場に重点を置いてきたものと思われる。

2. 監査の結果及び意見

こうした状況から、公園緑地協会は、自らの事業継続と自立化に向けてより一層の経営努力が求められる。市は、指定管理者への管理だけでなく、公園緑地協会の自立化に向けて取るべき方策について、公園緑地協会と情報共有してより一層の助言指導を行い、引き続き支援する必要がある。

今後は、公園緑地協会の設立趣旨を踏まえて、公園緑地協会は自ら積極的に経営努力に取り組むとともに、市は管理者の立場から公園緑地協会に必要な助言指導を実施し、公園緑地協会と市がともに積極的に協力連携して、公園に関する市民ニーズに適切に答えられるよう両者の関係を強化されたい。

講じた措置の内容

【措置・改善済】

公園緑地協会が施策目的を達成するためのパートナーであることを再認識し、同協会とのコミュニケーションを密にするため、指定管理業務に関する連絡調整を管理第1係が、その他の公園緑地協会の業務との連絡調整を管理第2係がそれぞれ行うこととして組織体制を見直しています。

今後も公園緑地協会と市がともに積極的に協力連携して、公園に関する市民ニーズに適切な対応を図っていきます。

(公園緑地課)

(3) (社福) 大津市社会福祉協議会

意見(3-2) ファミリーサポートセンターの会員管理について(本報告書 86 頁)

1. 事案の概要

ファミリーサポートセンターは、育児のお手伝いを求める人と育児のお手伝いができる人が会員となって地域の子育てを応援する相互援助のための会員組織である。

おねがい会員は、状況確認のため登録した子どもが小学校を卒業する年度にセンターまで連絡するとされ、継続して支援が必要な場合は18歳までの登録を可としている。

そのため、社会福祉協議会では、小学校を卒業する年度におねがい会員からセンターへ連絡するよう広報誌等においてお知らせしており、連絡がない会員は何らかの支援が必要と判断して、会員登録を継続してきた。

2. 監査の結果及び意見

令和2年度においては、おねがい会員の退会者数が273人と多くなっているが、これは17歳以上の会員に対してはがきを送付し現在の状況を確認した上で、退会処理をしたものであり、過年度に退会処理すべきであった者も含まれている。

社会福祉協議会は現在の会員情報について再確認するとともに、毎年度会員情報のアップデートを漏れなく実施することで、適切な会員管理を行うことが必要である。

講じた措置の内容

【取組中】

年齢到達後継続して支援が必要な場合にあっては更新する必要があることを従来どおり広報誌等を活用することで会員に発信することに加え、会員情報のアップデートを漏れなく実施するため、会員個別に案内を発出することで、登録内容の確認を徹底するとともに、会員の全ての子が中学校を卒業するに至ったときは、その利用状況を鑑み、引き続き支援が必要である旨の申し出がある場合を除き、会員登録を自動的に抹消することとしています。

令和5年度は165名の登録を抹消し、適正管理に努めています。

(子ども・若者政策課)

意見(3-3) 補助事業の目標管理について(本報告書 87 頁)

1. 事案の概要

令和3年度事務事業評価シート(令和2年度の事後評価資料)では、大津社会福祉協議会事業運営補助事業の目標・実績について4つの指標が記載されている。活動指標としては、ふれあい相談開設日数とコミュニティソーシャルワーカー配置人数を、成果指標としては、ふれあい相談活動とコミュニティソーシャルワーカー相談件数を指標としている。

大津社会福祉協議会事業運営補助事業は、交付基準では、法人運営事業、企画推進事業、地域支援事業、生活支援事業の4つの事業に区分されており、社会福祉協議会で実施している事業では、法人事務局運営事業、大津市社会福祉協議会追悼事業、学区社会福祉協議会育成費助成事業、学区社会福祉協議会追悼助成事業、ブロック育成事業の5

つがある。

2. 監査の結果及び意見

これらの補助事業を総括した有効性の評価では、上述の活動指標、成果指標でも良いと考えられるが、地域支援事業及び生活支援事業の評価としての側面が強く、法人運営事業及び企画推進事業の成果を判断する上では、上述の指標では評価しがたいと考えられる。

また、大津社会福祉協議会事業運営補助事業の補助金額の大半は、法人事務局運営事業として交付されており、法人事務局運営事業の支出の内訳のおよそ9割は人件費となっており、1人当たりの件数や1件当たりの補助金等の効率性といった視点での評価も軽視できない。

大津社会福祉協議会事業運営補助事業の目標管理の指標としては、補助金の目的に応じて指標の見直しを行うとともに、達成状況の評価を適時に行い、PDCAを回していくことを検討されたい。

講じた措置の内容

【取組中】

監査結果をもとに、これまで事務事業評価の目標の変更・見直しの検討を行ってきたところですが、事務事業評価と補助金の終期における評価・見直し作業の重複を避けるために、事務事業評価の対象外要件が変更されたことに伴い、令和5年度から本事業は事務事業評価の対象外になったところです。

今後は、補助金の終期における評価・見直し作業において本事業の評価を行っていくこととなりますが、その評価に当たっては相談業務を始めとする当該法人の事業自体が新型コロナウイルス感染症による困窮者の増加など外的要因に左右されることが多く、法人事務局運営事業における1人当たりの件数や1件当たりの補助金等の効率性といった指標を設定することが困難であることから、当該法人が地域福祉推進の中核的役割を担うことができる公益性の高い唯一の団体であることを踏まえ、公益性・必要性といった視点から適正な指標を設けて本事業の評価をしてまいりたいと考えております。

(福祉政策課)

(4) (社福) 大津市社会福祉事業団

意見(4-1) 榛原の里の施設に関する固定資産管理計画の策定について(本報告書 98 頁)

1. 事案の概要

市は平成23年4月、特別養護老人ホーム榛原の里を社会福祉事業団に無償譲渡した。譲渡時点で既に供用開始後17年が経過している施設のため、平成23年度から10年間に修繕や設備等の取替工事に必要な経費を5億円と見込み、その60%の3億円を期間中に分割して補助することとなった。なお、平成22年に社会福祉事業団は改修及び建替更新も考慮した概算のトータルコストを見積もっているが、その時点で22億円もの不足額を生じていた。また、当該見積りにより策定した改修計画よりも実際には不具合

が生じている箇所の工事を優先したため、結果として改修計画どおりの改修工事はなされていない。

2. 監査の結果及び意見

榛原の里は現在、市の施設ではなく、社会福祉事業団の施設であり、市は譲渡時においても検討委員会の設置やトータルコストの概算、議会の承認等必要な手続を実施しているが、社会福祉事業団は施設全体の建替・取替更新に要する長期的なトータルコストを前提にした改修工事を実施し、市はそれに対して必要な補助を行うことが求められる。

社会福祉事業団は、榛原の里の施設について短期的な修繕、改修費の負担のみならず、施設の維持管理に関するトータルコストについて詳細に見積もったものを明らかにし、長期的な固定資産管理計画を策定するとともに、長期的な施設の存続に向けた協議を引き続き市と行うべきである。

講じた措置の内容

【措置・改善済】

社会福祉事業団は、施設の維持管理に関するトータルコストについて詳細に見積もった長期的な榛原の里施設改修計画を策定しています。

(長寿施設課)

意見(4—2) 榛原の里の改修及び建替更新の財源確保と運営改善について(本報告書101頁)

1. 事案の概要

榛原の里が無償譲渡された際、社会福祉事業団は施設及び設備等を固定資産に計上し、対応する金額を国庫補助金等特別積立金として計上しており、毎期、減価償却と積立金の減価を行っているため、会計上、減価償却の実施により期待される資金の留保がなされない仕組みとなっている。したがって、社会福祉事業団は改修及び建替更新を行う際に必要な資金を利益の積立て、あるいは借入金によって確保せざるをえない。

しかし、改修及び建替更新に備えるため社会福祉事業団が積立てるべき施設改築・改修等積立資産は法人全体で令和2年度末現在 99,795 千円が計上されているのみであり、借入金についても、社会福祉事業団には担保となる資産が他にないため、新規の借入は難しいとのことである。

2. 監査の結果及び意見

社会福祉事業団は、少なくとも改修費に関する資金について市からの補助を受けており費用を節減することができたと考えられ、当該部分については施設改築・改修等積立資産として確保すべきであった。長期的な施設の存続と持続可能な運営には、改修及び建替更新を見据えた固定資産管理計画の策定が前提であるが、そのためには榛原の里拠点区分の経営改善に向けた社会福祉事業団のさらなる経営努力と市の一定の関与や助言も必要である。

講じた措置の内容

【取組中】

社会福祉事業団においては、経営推進会議の開催や経営改善計画の策定により、榛原の里の経営改善に向けて取り組んでいるところであり、着実に改善が進められるよう経営推進会議には市もオブザーバーとして参加し、必要に応じて助言等を行っています。

（長寿施設課）

意見（４－３）老人福祉センターの公共施設等総合管理計画の個別施設計画策定について（本報告書 102 頁）

１．事案の概要

市の老人福祉センターは社会福祉事業団が指定管理者として選定され、すべての施設の管理運営を行っているが、最も古い老人福祉センターは耐震化工事を実施したものの、築後 40 年を超えており、他の老人福祉センターも築後 30 年を超え、改修及び建替更新の時期も見据えた施設の維持管理に係るトータルコストの策定が必要となる。市は平成 28 年 8 月に「大津市公共施設等総合管理計画 インフラ施設等の状況とマネジメント方針」を公表しているが、高齢者福祉施設に関する個別施設計画は策定されておらず、これら老人福祉センターの維持に向けた個別具体的な更新費用は試算されていない。

２．監査の結果及び意見

市と指定管理者が高齢化社会に対応した市の老人福祉センターの持続可能な経営を目標とし、合理的な費用負担に向けた協議を可能とするため、令和 3 年度現在実施中である公共施設等総合管理計画の改定後、早期の個別施設計画の策定を検討されたい。

講じた措置の内容

【措置・改善済】

大津市公共施設等総合管理計画に基づく老人福祉センターの個別施設計画については、令和 6 年 3 月末に策定しています。

（長寿施設課）

意見（４－４）老人福祉センターの公募の検討について（本報告書 104 頁）

１．事案の概要

社会福祉事業団が実施したアンケート調査では、多くの利用者にとって満足度が高いという結果になっている一方、市が実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」では、老人福祉センターの認知度について「知っていて利用している」人の割合は 3.2%にとどまり、その存在を「知らない」人は半数近くになっている。現在の指定管理者である社会福祉事業団では当該アンケート調査への対応として、住民団体や老人クラブ等にその利用を促しているが、現状の仕様では非公募で社会福祉事業団が継続して指定管理者に選定されているため、既存の利用者については満足度が高いものの、民間事業者であれば様々な創意工夫が期待できる未利用者への P R が十分ではないことが窺える。

２．監査の結果及び意見

次期以降の老人福祉センターの指定管理者の選定においては、指定管理者選定委員会

等における協議も踏まえて、市民へのPRや利用者拡大等の民間ノウハウや競争原理の導入の効果を十分に発揮するため、市は非公募ではなく、公募で実施することを検討されたい。また、5か所一括の協定とするとその効果の判定も難しいことから、一定の地区ごとに分割して協定を結ぶなど協定内容についても検討されたい。

講じた措置の内容

【方針決定】

老人福祉センターについては、令和6年度から令和10年度までの5年間で1施設ずつ機能の見直しを進めており、改修工事の実施や事業中止に対する現行利用者への対応には、現指定管理者の社会福祉事業団と連携を図りながら取り組む必要があることから、当該期間の指定管理者は非公募で選定しております。なお、老人福祉センターの機能見直しが全ての施設で完了した後は、公募により指定管理者を選定する予定です。

(長寿施設課)

意見(4-6) ふれあいプラザ事業の民間利用の促進と経営改善について(本報告書 107 頁)

1. 事案の概要

社会福祉事業団は明日都浜大津のふれあいプラザについて、市から指定管理者として選定され、その運営管理を行っているが、過去4年間赤字で運営されている。稼働率は50%を超えているが、市役所関係や社会福祉協議会等の減免利用者が全体の4割を占めており、利用料ベースでは全体の5割を超えている。

市は指定管理料における基準費用において減免を一定考慮しているとしているが、一定の利用者を確保していれば赤字になることはなく、むしろ一般市民や民間企業からの利用が少なく利用料が確保できていないための赤字であると考えられる。

2. 監査の結果及び意見

社会福祉事業団は一般市民等に対しても積極的なPRを行うことにより、減免利用者以外の利用者の稼働率を上げ、施設利用料収益の増加を図り、ふれあいプラザ事業の収支改善を図るべきである。

講じた措置の内容

【取組中】

ふれあいプラザは、新型コロナウイルスワクチン接種会場として一時的に稼働率が上がりましたが、ワクチン接種終了後、改めて利用者を拡大するための方策が課題であります。

指定管理者である社会福祉事業団の自主事業については、新型コロナウイルスワクチン接種会場の設置の影響で、令和4年度は実施できませんでしたが、令和5年度は利用者拡大のための新たな自主事業を実施しており、今後もホームページ・SNS等を活用して当該事業の周知に取り組んでまいります。

(福祉政策課)

意見(4-7) 市のおおつゴールドプラン 2021 と社会福祉事業団の中期計画との整合性について(本報告書 108 頁)

1. 事案の概要

社会福祉事業団では令和3年3月、市のおおつゴールドプラン 2021 の策定に合わせて中期計画を策定しているが、策定時において市へのヒアリング、協議や相談等がなかったとのことである。しかし、中期計画の資金収支推移予想では老人福祉センター等の指定管理期間の更新が予定されている令和5年度も令和4年度以前とほぼ同額の収入があると計画されている。市の事業レビュー結果に基づく事業改善計画では次期指定管理の仕様の見直しも示されており、入浴事業の廃止に向けた検討がなされていることから、従来どおりの指定管理料が維持できるかどうかは不透明であるといえる。

2. 監査の結果及び意見

社会福祉事業団としては、令和5年度も過年度と同様の収入を維持することを目的とするのであれば、中期計画本文中において、これらの指定管理者に引き続き選定されるための経営努力や指定管理者に選定されなかった場合の自主事業の確保等の施策についても記載すべきであった。

また、中期計画策定におけるプロセスを見ると適切な連携があるとは認められないことから、今後のゴールドプラン、中期計画策定時には両組織においてヒアリングや協議を十分に実施する等適切な連携を実施されたい。

講じた措置の内容

【取組中】

老人福祉センターについては、令和6年度から令和10年度までの5年間で1施設ずつ機能の見直しを進めており、当該期間の指定管理者は非公募で社会福祉事業団を選定しております。令和11年度からの指定管理者は公募により選定する予定であり、次期中期計画策定時には、指定管理者に引き続き選定されるための経営努力や指定管理者に選定されなかった場合の自主事業の確保等の施策について記載するよう、社会福祉事業団に必要な助言指導を行います。

なお、社会福祉事業団は令和4年度に中期計画を見直し、新たに経営改善計画（令和5年度から令和7年度まで）を策定して経営改善に取り組んでおり、経営推進会議には市もオブザーバーとして参加し、必要に応じて助言等を行っています。

（長寿施設課）

意見（4—10） 木戸交流センターの貸室業務の稼働率向上に向けた取組みについて（本報告書 111 頁）

1. 事案の概要

木戸交流センターの貸室別稼働率はふれあいプラザの稼働率を大きく下回っている。令和元年度においては、ふれあいプラザの平均稼働率の5分の1程度、令和2年度では新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響もあり10分の1程度の水準にとどまっている。なお、稼働率の算出方法がふれあいプラザ貸室業務と異なっており、単純比較できない状況とのことであった。

2. 監査の結果及び意見

木戸交流センターは市街地に立地しているわけではなく、ふれあいプラザよりも利便性に劣る場所にあると言わざるを得ないものの、地域住民のニーズを汲み取りながら貸室件数（利用者数）や稼働率を上げることにより施設利用料収益の増加を図ることは重要である。所有者である市は、地元住民に当該施設のあり方や施設利用の方法についてアンケートを取るなどし、その結果を社会福祉事業団と協議しながら双方の役割分担を踏まえ、市と社会福祉事業団とが一体となって稼働率向上に向けた取組みを一層強化すべきである。

講じた措置の内容

【取組中】

木戸交流センターについては、身近な地域の方やそれ以外の方々の利用もあり、これまでから「利用者の声」の投書箱の設置や施設使用後のチェック用紙でのご意見・要望等を伺い、業務改善につなげることで、利用者の利便性及びサービスの向上に取り組んでいます。

一方で、近隣に自治会館や公民館もあり、今後、利用者の状況等の検証を行う中で、施設の在り方等も含め検討してまいります。

（自治協働課）

(5) （公社）びわ湖大津観光協会

意見(5—3) 支払金額の確認方法について（本報告書 122 頁）

1. 事案の概要

市はライトアップ事業補助金の実績確認作業において会計帳簿及び支払金額確認資料を照合しているが、その中のライトアップ事業者へ支払った 5,500,000 円の支出について、支払金額確認資料が請求書ではなく銀行の送金資料が添付されており、当該資料で会計帳簿のチェックが実施されていた。しかしながら、銀行の送金資料の支出額は他の支払と合算して記載されているため、帳簿計上額と一致しておらず、また請求書についても確認がなされていない事実が見受けられた。

2. 監査の結果及び意見

実際の請求書を確認したところ帳簿計上額と銀行の支払金額の内訳と一致しており問題はなかったが、会計帳簿の適正性を確認する方法としては、必要に応じて銀行の支払資料だけではなく請求書の確認を実施する必要がある。

今後においては特に金額の大きいものについては、市は請求書を確認するとともに銀行等の支払事実の確認を合わせて実施し、適切な管理の実施が求められる。

講じた措置の内容

【措置・改善済】

支払金額確認資料は原則として請求書とし、その適正性が確認できない場合や金額が大きい場合においては、必要に応じて銀行等の支払事実についても確認を行っています。

（観光振興課）

意見(5—4) 再委託手続について(本報告書 122 頁)

1. 事案の概要

びわ湖大津観光協会が市から受託した「旧竹林院ライトアップ委託事業」、「GOTO トラベルに伴う地域共通クーポン活用促進業務」及び「大津市観光ホームページ運営等業務」の三つの事業において他の業者に業務の一部を再委託しているため、当該再委託に際し再委託に係る承諾依頼書が作成・提出されている。しかしながら、再委託理由については事前口頭説明により判断されるにとどまり、承諾依頼書に明記されていないため、後日において当該再委託が適切であったかどうかの確認が困難な状況が見受けられた。

2. 監査の結果及び意見

このような状況となった主な理由としては、市において再委託に関する手続きの規定、ガイドライン等が整備されておらず、再委託手続が各所管課の判断で実施されていて、承諾依頼書に再委託理由の記載を求めることとされていないことが挙げられる。今後においては、再委託の承認時に再委託が適切であるかどうかの判断に資するとともに、後日において当該再委託が適切であったかどうかの確認ができるよう、市は承諾依頼書の記載内容に再委託理由の記載項目を追加するとともに、再委託手続についてルールを明確化する必要がある。

講じた措置の内容

【措置・改善済】

再委託を例外的に認める場合の要件や手続を明確にするため、再委託の承諾依頼書に再委託が必要となる理由の記載を求めること等を明記した「業務委託契約に関する再委託ガイドライン」を令和5年度に策定し、各所属へ周知するとともに、市のホームページや総務部契約検査課所管のライブラリに掲載して、再委託に係る手続の適正化を図りました。

(契約検査課)

(6) 浜大津都市開発(株)

結果(6—1) 役員退職慰労引当金の計上について(本報告書 131 頁)

1. 事案の概要

令和3年5月期決算では、退職給付引当金が計上されている。退職金については、退職金規程により支給する旨の規定はあるが、経理規程には、退職給付引当金に関する規定はなかった。また、退職給付引当金には、従業員に対して将来支給する退職給付以外に、役員退職慰労金が含まれている。

2. 監査の結果及び意見

退職給付引当金についての会計処理は、平成18年度から開始されているが、これは、浜大津都市開発が計算書類を作成する際に準拠している中小企業の会計に関する指針が平成17年8月1日に制定されたことがきっかけである。本来は平成18年度までに経理規程を改定し、退職給付引当金に関する規定を追加すべきであった。規程類の改定は、

適時に行った上、改定後の規程類に従った対応を行うべきである。

また、役員退職慰労金については、引当金の計上要件を満たしており、引当金を計上することは妥当であるが、退職給付引当金は、従業員に対して将来支給する退職給付についてのみ計上するものであり、役員退職慰労金について計上する引当金については、退職給付引当金とは別に、役員退職慰労引当金という科目で計上すべきである。

浜大津都市開発は、中小企業の会計に関する指針を踏まえ、引当金の計上を行っていたが、その前提となる規程の改定が必要なこと、役員退職慰労引当金の計上に関して計算書類における貸借対照表での科目表示と、個別注記表の重要な会計方針に係る事項に関する注記の引当金の計上基準において、中小企業の会計に関する指針を斟酌したより踏み込んだ対応について適時に可能な体制の構築が必要である。

講じた措置の内容

【措置・改善済】

同社の役員退職慰労引当金については、令和4年度決算処理で対応し、改善されました。

(都市魅力創造課)

意見(6—2) 固定資産の表示と注記について(本報告書 134 頁)

1. 事案の概要

令和2年度の計算書類の貸借対照表において、有形固定資産の区分に「建物・構築物」及び「建物附属設備」の科目が表示されている。貸借対照表においては、有形固定資産の帳簿価額の記載について、取得価額から減価償却累計額を控除後で記載する方法(直接法)を採用した場合は、個別注記表にて貸借対照表に関する注記として、有形固定資産の減価償却累計額を記載する必要がある。会社の個別注記表には、有形固定資産の減価償却累計額の記載がない。また、個別注記表の重要な会計方針に係る事項に関する注記においては、(2) 固定資産の減価償却の方法が記載されているが、無形固定資産であるソフトウェアについては記載されていない。

2. 監査の結果及び意見

令和2年度の計算書類の貸借対照表の有形固定資産の区分においては、「建物・構築物」及び「建物附属設備」の科目は、「建物」として表示すべきである。貸借対照表においては、有形固定資産の帳簿価額の記載について直接法を採用しており、個別注記表にて貸借対照表に関する注記として、有形固定資産の減価償却累計額を記載すべきである。また、個別注記表の重要な会計方針に係る事項に関する注記(2) 固定資産の減価償却の方法において、ソフトウェアについて記載すべきである。

上記のように、計算書類の表示方法において改善を行うべき箇所がある。決算業務においては、会計の専門家である顧問税理士から、科目処理や税務計算についての助言を得ているが、計算書類の表示方法についても助言を得るべきである。

講じた措置の内容

【措置・改善済】

同社は、顧問税理士から計算書類の表示方法について助言を得た上で、令和4年度決

算処理で対応し、改善されました。

(都市魅力創造課)

(7) (公社) 大津市シルバー人材センター

意見(7-1) 補助金のあり方や水準に係る相互理解の醸成について(本報告書 145 頁)

1. 事案の概要

シルバー人材センターが策定した平成 30 年度から令和 6 年度までの中長期経営事業計画における収支見通しは、市補助金について、令和元年度以降の大幅な増額を見込んだものとなっているが、実際には、令和 3 年度における市補助金の予算額は 15,525 千円であるのに対し、シルバー人材センターの中長期経営事業計画における収支見通しでは 24,900 千円となっており、今後も年々乖離が拡大することが予想される。

本来、計画を策定する際は、自主財源の確保については数値目標を掲げ、補助金等相手方のあるものについては、実現可能な額を計上することが求められるが、市とシルバー人材センターの間で補助額の水準に対する認識の相違が解消されないまま、収支見通しが作成されていることが、このような乖離の要因であると考えられる。

2. 監査の結果及び意見

補助金とは、地方自治法第 232 条の 2 において、「その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされており、地方公共団体が公益上の必要性を認めた場合に、反対給付なしに支出するものである。よって、補助金の効果測定のある方について、いかなる「公益」の実現に寄与しているのか、補助額の水準は実現した「公益」と均衡がとれているものなのかについて、市とシルバー人材センターの間で認識を統一する必要がある。

講じた措置の内容

【取組中】

これまでから補助金の効果測定の有り方等についてシルバー人材センターと協議を進めてきたところですが、令和 6 年度は新たに次期中長期経営事業計画を策定される機会であり、市が直接計画策定委員会にオブザーバーとして参画するなど、積極的に当該計画策定に関与しながら、連携を密にし、改めて市とシルバー人材センターの間での認識の統一を図ってまいります。

(長寿政策課)

意見(7-2) 補助金の成果指標について(本報告書 146 頁)

1. 事案の概要

シルバー人材センターへの補助金は、「高齢者労働能力活用事業」として事務事業評価の対象とされており、活動指標は「助成額」、成果指標は「会員数」とされている。シルバー人材センターへの補助の目的がシルバー人材センターの振興であるとする、成果指標としている会員数はそれを端的に表す指標と言えるが、シルバー人材センターの活動を測る指標は他にも考えられる。

2. 監査の結果及び意見

たとえば、契約件数、就労延べ日数、国の補助制度において運営費の加算措置がある会員数の増加割合などの要件、現役世代を支えるサービスなど特定の事業の件数や契約額が指標として考えられる。

市は、シルバー人材センターからの意見も聴取し、活動実態をより適切に数値化できる指標を設定した上で、その検証結果を踏まえ、補助金のあり方を検討する必要がある。

講じた措置の内容

【措置・改善済】

事務事業評価で、シルバー人材センターの活動実態をより適切に数値化できる指標が他にないか、シルバー人材センターから意見を聴取し、令和5年度に実施した令和4年度事務事業評価では新たに「就業率」と「就業延人員」を指標として追加しました。

(長寿政策課)

(8) (公財) 大津市国際親善協会

意見(8-2) 国際親善協会の中長期計画について(本報告書 156 頁)

1. 事案の概要

市はこれまで、姉妹友好都市等の交流を通じた市民の国際理解の推進や、多文化共生の地域づくりを、総合計画及び大津市国際化推進大綱の中での取組方針として位置付け、施策を実施してきた。その中で国際親善協会は、市民主体の国際交流活動の拠点として、市民参加型のイベントや講座、またボランティアを中心に日本語教室や在住外国人対象の相談会などの多文化共生施策を実施しており、市と国際親善協会が協働して地域の国際化に取り組む中、市から国際親善協会へは補助金の交付も行われてきた。

現在の市から国際親善協会に対する補助は「(公財) 大津市国際親善協会運営補助金交付基準」に基づき行われており、当基準によれば、補助金交付事業の終了時期は令和5年3月31日となっている。

2. 監査の結果及び意見

補助金交付事業の終了時期は令和5年3月31日だが、その時期が過ぎたからといって、市の国際交流が終わるわけではないと考えられるため、令和5年度以降、どのように事業を継続していくか等、市及び国際親善協会は今まで以上に3E(経済性、効率性、有効性)を意識した計画を立てておく必要がある。市と国際親善協会は単年度ごとの受託事業についての協議は定期的に行われているが、中長期的な協議まではあまり踏み込まず、国際親善協会も市も中長期計画までは立てられていない。

仮に市からの補助金がなくなった場合、国際親善協会が現状の組織体制で運営していくことは厳しいと考えられる。今後も、市の施策目標の達成のためには、市民レベルで施策展開している国際親善協会の存在が重要であり、引き続き市と国際親善協会が一体となって施策を推進していくためにも、中長期計画の作成について今の段階から検討していくべきである。

講じた措置の内容

【措置・改善済】

令和５年度に国際親善推進事業及び多文化共生推進事業における中長期的な取組方針及び市・協会の役割分担に関して取りまとめを行いました。今後はその内容に基づき、市及び協会において事業を遂行していきます。

(M I C E 推進室)

９．(株) まちづくり大津

意見(９－２) まちづくりにおける外郭団体の連携の可能性について(本報告書 162 頁)

１．事案の概要

まちづくり大津は、都市再生特別措置法第 118 条第 1 項の規定により都市再生推進法人に指定されており、市は、官民連携のまちづくり制度である都市再生推進法人制度を活用し、さらなる中心市街地の恒常的な賑わいあるまちづくりを進めるため、まちづくり大津に補助金及び指定管理者としての業務を委託している。

一方、明日都浜大津は、中心市街地の活性化に関する法律が改正施行された平成 18 年に中心市街地活性化の拠点としてリニューアルオープンしており、市は浜大津近辺の地域活性化に向けた取組みをもう一つの外郭団体である浜大津都市開発に出資して、事業を進めている。しかし、最近では市において浜大津周辺地域の活性化を重点施策に取り上げておらず、同社を浜大津周辺地域の活性化におけるプレーヤーとして積極的に位置付けていない状況にある。

２．監査の結果及び意見

市は、まちづくりに関する外郭団体としてまちづくり大津と浜大津都市開発の二つの外郭団体を所管しているが、これまで両者がまちづくりについて協議した事実は認められなかった。これは、まちづくりについて二つの外郭団体をどのように活用するかの方針が市になく、まちづくりにおける両者の位置付けを明確にしてこなかったことが要因の一つと考えられる。

今後、市がまちづくりにおけるプレーヤーとして、二つの外郭団体を位置付けるのであれば、まちづくりにおける市の立ち位置を明らかにした上で、市がまちづくり大津と浜大津都市開発と連携してまちづくりの協議の場を設定するなど、まちづくりに成果が出る対応を行うべきである。

講じた措置の内容

【検討中】

外郭団体とまちづくりにおける関係性等の検討を慎重に進めるとともに、コミュニケーションを密にし、必要に応じて対応していきます。

(都市魅力創造課)